

FAXNEWS — 全スタッフ回覧 —

発信日 ● 99年8月24日 (No.190)

統括本部
販売促進部

盲導犬および介助犬の入店対応について

このたび、盲導犬を連れてきたお客さまが、にご来店の際、入店を断られたというクレーム報告がありました。これをうけ、本部にて盲導犬および介助犬を連れてきたお客さまへの対応策を検討しましたので、ご報告いたします。

現在、盲導犬、介助犬の社会的認知度も高まっており、また、目の不自由な方の行動範囲を広げていただくためにも、今後、では、盲導犬および介助犬の入店を受け入れていく方針をとらせていただきます。

盲導犬、介助犬は非常によく訓練された犬であり、目の不自由なお客さまと一緒に入店した場合でも、店舗や他のお客さまへ危害を与えることはありません。ただし、お客さまのなかには、犬の嫌いな方もいらっしゃると思われるので、入店の際はスタッフが対応し、周りのお客さまに確認をとりながら、お客さまを誘導し、ご案内するようにしてください。

各店舗におかれましては、他のお客さまと同様に盲導犬、介助犬を連れてきたお客さまにも気持ちよくをご利用していただけますよう、ご協力、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

<盲導犬、介助犬を連れてきたお客さまへの対応>

入店の際にはスタッフが対応し、周りのお客さまに確認をとりながら、誘導してください。お客さまが店内で飲食される場合も、同様に確認をとりながら、お席にご案内してください。

※スタッフ回覧チェック欄(内容を確認された方は、下記にサインをしてください)

店舗関連 A社

業務部

◆介助犬、盲導犬、聴導犬を同伴のお客様は、インフォメーションセンターにて、条件の確認を行います。

- ・犬の種類
- ・犬を同伴しての入店の条件
- ・対応の仕方
- ・従業員のお手伝い

介助犬

- ・次のものを犬に取付けている
 - (一) 畜犬登録済の鑑札
 - (二) 狂犬病予防接種注射済票
 - (三) 介助犬と明記されたもの
- ・引き具または胴輪をつけていること
- ・適切に健康管理されていること
- ・介助犬、盲導犬、聴導犬とお申出があれば1階インフォメーションセンター（地階インフォメーション）へご案内します
- ・お買物の申し出のある時

フォメーションにてお買物のご予定を伺い、該当階のインフォメーションにご案内する。

*（次の売場に関しては、お客様の自立心を尊重しながらも、他の客様に配慮し、介助犬の代わりに従業員が手伝う）該当階の販売指導課にて、お手伝いする

複数階にまたがる場合は、各階のリレー方式でお手伝い、・同伴の方の介護がある時対応は不要

盲導犬

- ・盲導犬を示すハーネス（胴輪）を着用させている（白色 or 黄色）

聴導犬

- ・次のものを犬に取付けている
 - (一) 畜犬登録済の鑑札
 - (二) 狂犬病予防接種注射済票
 - (三) 聴導犬と明記されたもの
- ・引き具または胴輪をつけていること（オレンジ色）
- ・適切に健康管理されていること

同 上

ペット

- ・キャリーバッグに入れている
食品、食堂以外は入店可
- ・それ以外は入店不可

対応は不要

★介助犬、盲導犬、聴導犬の同伴の場合は、店内の全ての売場（食品・食堂を含む）に行くことができます。

手足に不自由のある方の自立と社会参加を支援していくことは、百貨店業の使命でもあります。

【介助犬とは】

手足に不自由のある方の日常生活を助けるためにトレーニングされた犬のことです。

【介助犬同伴のお客様の入店が可能な場合】

他のお客様の不安を招かないよう次のような条件を設定いたします。

◇介助犬とお申出のあった場合。

- ・次のものを犬に取付けていること。
 - (一) 畜犬登録済みの鑑札
 - (二) 狂犬病予防法による予防接種済みの注射済票
 - (三) 介助犬と明記されたもの
- ・犬に引き具または胴輪（ハーネス）を着用させていること。
- ・犬が適切に健康管理をされていること。

(注) 介助犬とお申出のあった場合は、1階インフォメーションセンターにご案内してください。

なお、盲導犬と同様に、店内の全ての売場（食品・食堂を含む）に行くことができます。

【お買物時の従業員のお手伝いについて】

お客様の自立心を尊重するも、他のお客様への配慮は欠かせず、また犬がくわえることにより犬の唾液によって商品価値が損なわれることを防止するため、従業員が介助犬に代ってお客様のお手伝いをするものとする。（盲導犬同伴のお客様と同じ対応をします。）

介助犬とお申出があれば、1階のインフォメーションセンターにご案内する。

（地階出入口からご来店の場合は、地階のインフォメーションにて対応する。）

インフォメーションで、介助犬の条件を確認いたします。

インフォメーションにて、お買物のご予定を伺い、該当階のインフォメーションへご案内する。

数階にまたがる場合は、各階の販売指導課がリレー方式でお手伝いをする。

但し、同伴者の介助があったり、同伴者がなくともお買物のない場合は、お手伝いは不要ですが、インフォメーションセンターで介助犬の確認をいたします。

【入店をお断りする場合】

介助犬に以下のケースがあった場合、お客様に申し出をし、改善されるまで入店をお断りする。

上記の入店の条件に当てはまらない場合。

他のお客様に危害を与えたり、吠えたり、店内で排泄する行為などが会った場合。

従業員のお手伝いなしに、介助犬に陳列商品をくわえさせたりされた場合。

ただし、お買上げが決まったものは除く。

その他、公衆衛生上問題がある場合

犬を同伴されたお客様への対応

業務部

◆介助犬、盲導犬、聴導犬を同伴のお客様は、インフォメーションセンターにて、条件の確認を行います。

犬の種類	犬を同伴しての入店の条件	対応の仕方	従業員のお手伝い
介助犬	<ul style="list-style-type: none"> ・次のものを犬に取付けている <ul style="list-style-type: none"> (一) 盲犬登録済の鑑札 (二) 狂犬病予防接種注射済票 (三) 介助犬と明記されたもの ・引き具または胴輪をつけていること ・適切に健康管理されていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・介助犬、盲導犬、聴導犬とお申出があれば1階インフォメーションセンター(地階インフォメーション)へご案内します 	<ul style="list-style-type: none"> ・お買物の申し出のある時 ①インフォメーションにてお買物のご予定を伺い、該当階のインフォメーションにご案内する ②該当階の販売指導員にて、お手伝いする ・複数階にまたがる場合は、各階のリレー方式でお手伝い ・同伴の方の介護がある時 対応は不要
盲導犬	<ul style="list-style-type: none"> ・盲導犬を示すハーネス(胴輪)を着用させている(白色or黄色) 		同上
聴導犬	<ul style="list-style-type: none"> ・次のものを犬に取付けている <ul style="list-style-type: none"> (一) 盲犬登録済の鑑札 (二) 狂犬病予防接種注射済票 (三) 聴導犬と明記されたもの ・引き具または胴輪をつけていること(オレンジ色) ・適切に健康管理されていること 		同上
ペット	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリーバッグに入れている ・食品、食器以外は入店可 ・それ以外は入店不可 		対応は不要

★介助犬、盲導犬、聴導犬の同伴の場合は、店内の全ての売場(食品・食器を含む)に行くことができます。

ひとにやさしい店づくり4 介助犬

では1993年から盲導犬の入店を受け入れ、
1997年には聴導犬の受け入れを始めました。
そして今年の7/19より、全店で、
介助犬を伴う身体が不自由なお客様に対する
お買物対応を開始いたします。

介助犬の受け入れについて

介助犬とは身体が不自由な方の手足となって日常生活をサポートするように訓練された犬のことですが、現在、法的な認定がないためペット扱いになっています。では、介助犬の入店拒否は、使用者である障害者の受け入れ拒否につながると考え、独自の基準を定め、介助犬の入店を認めるものとします。

介助犬の入店基準



1) 次の条件を備えた犬は、介助犬として認め、入店することができます。

1. 使用者は、身体が不自由なお客様である。
2. 色・形はまちまちであるが「介助犬」と書かれたコート、首輪もしくはハーネスを装着している。
3. 他のお客様に危害を与えたり、吠えたり、指示以外の商品をくわえたり、店内で排泄したりすることがないようにしつけられている。
4. 公衆衛生上問題がなく、適切な健康管理がされている。

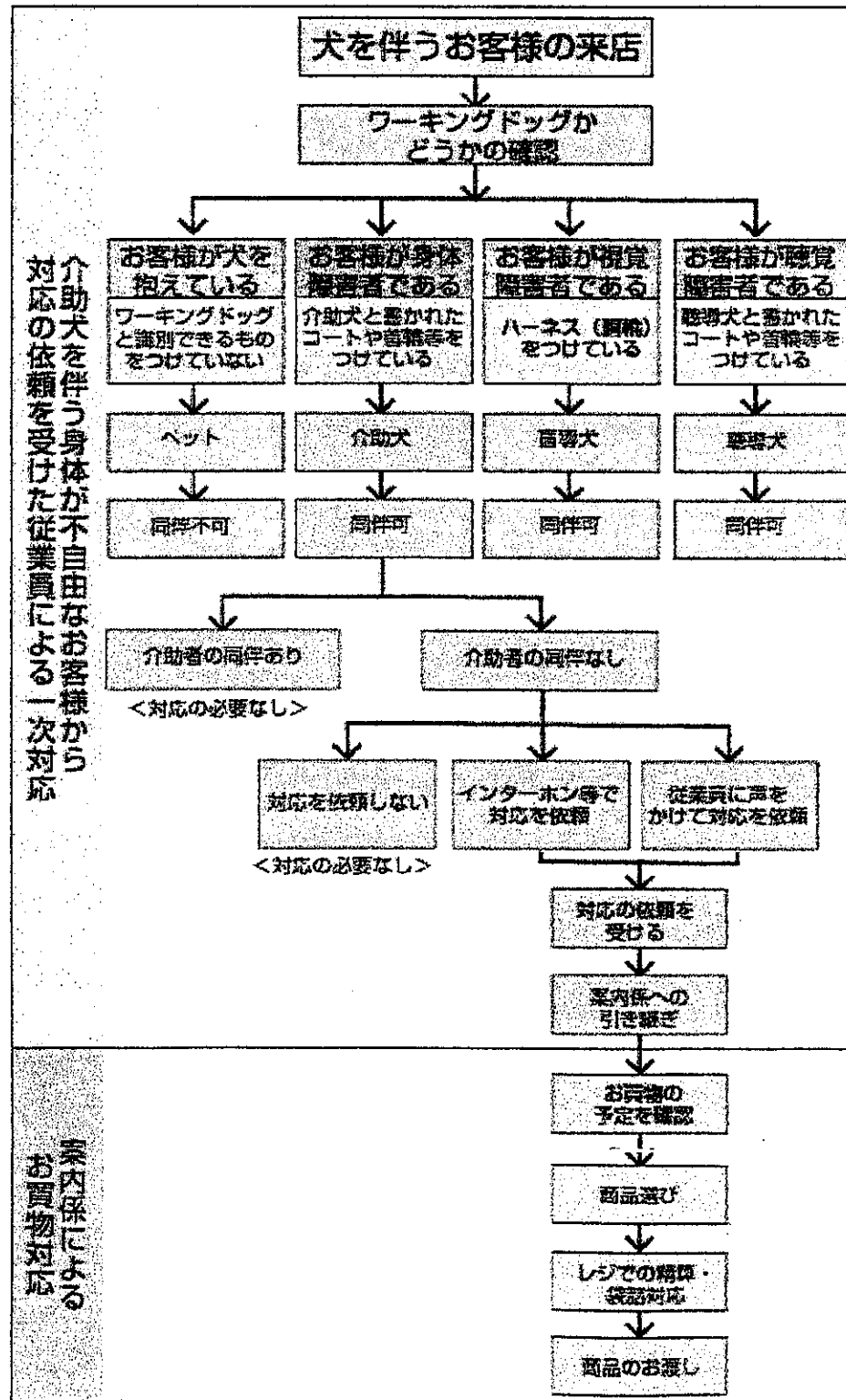
2) 次の売場においては、お客様の自立心を尊重しながらも、他のお客様に配慮し、介助犬のかわりに従業員がお手伝いするようにします。

1. 食料品売場、衣料品売場、寝具・タオルなどの布帛製品売場、ただし、お客様が商品を床に落とし、介助犬に捨わせる場合は除く。

見られない場合は、改善がはかれるまで介助犬の入店を見合わせていただきます。

1. 他のお客様に危害を与えたり、吠えたり、指示以外の商品をくわえたり、店内で排泄する行為がある。
2. 公衆衛生上問題がみられる。
3. 1度くわえたことにより、ダメージが発生した商品を売場に戻す。

介助犬を伴う身体が不自由なお客様に対するお買物対応の流れ
基本的な流れは次のようになっています。



介助犬への対応について

1. アメリカでは、食料品であっても介助犬が陳列棚から商品をくわえて取ってきますが、日本においては、介助犬の認知度が低いこともあり、現在はまだ慎重な対応をとらざるをえません。
介助犬の理解を得るために、できることから1つずつ取り組んでいきます。
2. 日用品や文具類は、他のお客様の理解が得られるものと判断し、介助犬が商品をくわえて取ることを認めます。
3. 介助犬は、統一した認定基準がなく、認知度も低いことから、様々な問題が発生することが考えられますが、介助犬は「障害者の自立と社会参加」につながることから、介助犬を否定するのではなく、お客様と一緒に育てていく気持ちで解決をはかっていきます。

ふれあい教室の開催について

では、1人でも多くのお客様にワーキングドッグについてご理解いただくために、93年より店内でふれあい教室を開催しております。
盲導犬ふれあい教室は、毎年4月から6月にかけて約20店舗、聴導犬ふれあい教室は、秋に約3店舗で実施しております。
介助犬の受け入れにあたり、介助犬についての理解の輪が広がることを期待し、介助犬ふれあい教室を開催しました。

1)介助犬ふれあい教室開催店

7月25日
宝塚中山店(兵庫県)

7月31日
新安浦店(千葉県)

2)内容

- 1.介助犬の基礎知識
- 2.介助犬の仕事の紹介
- 3.お客様による体験訓練
- 4.介助犬とのふれあいタイム



ワーキングドッグふれあい教室

介助犬の公衆衛生学的基準に合致した イヌ由来人畜共通感染症に関する調査

高柳友子

東京医科歯科大学医動物学教室大学院生

植村 興

大阪府立大学農学部獣医公衆衛生学教室

藤田紘一郎

東京医科歯科大学医動物学教室
共同研究者

赤尾信明

東京医科歯科大学医動物学教室

飯田 孝

東京都立衛生研究所乳肉衛生研究科

研究要旨

介助犬が社会参加をする上でイヌ由来人畜共通感染症が公衆衛生上の問題とされることがあるため、一定の飼育及び行動管理基準を設定し、それに合致したイヌが寄生虫及び食中毒起因菌をどの程度保持しているかを調査した。その結果糞便中の寄生虫感染及び食中毒起因菌保有率は極めて低く、イヌが衛生的で適切な飼育環境にあり、みだりに排泄をすることがないよう管理されていれば糞便からイヌ由来人畜共通感染症の感染が起こる可能性は極めて少ないと推察された。また、イヌの口腔内から食中毒起因菌が検出されなかったことから、介助犬が手指代償機能としてくわえたものが原因で人が食中毒を起こすことは考えにくい。

A. 目的

適切に飼育・管理されている介助犬等が使用者と社会参加する際、依然として「衛生上」の理由を以て飲食店や店舗の利用を断られることが多いが、これはイヌ由来人畜共通感染症に関する管理基準が一般社会に浸透していないためと考えられる。今回我々は一定のイヌの飼育管理基準を設け、基準に合致した飼育イヌ由来人畜共通感染症に関する実態調査を行い、その実態からイヌが社会参加する上でのイヌの飼育管理基準について検討した。

B. 方法

介助犬使用者及び優良家庭犬飼育者に調査の目的を説明し、快諾が得られた飼育犬の内、研究班が設定した健康及び飼育管理基準（参考 1）に合致している個体について飼い主により採取された以下の検体を検査した。採取した動物の糞便は乾燥を防ぐために採便管に入れて 15 °C 以下で、口腔内拭い液は拭き取り検査用綿棒でイヌの口腔内を広範囲に強くこすってリン酸緩衝食塩水 10ml の入った保存管に入れ、密封して同じく 15 °C 以下

で配送してもらい、24時間以内に検査を行った。寄生虫虫卵検査はMGL法で行い、細菌検査は食中毒起因菌を培養法により検査した。腸管出血性大腸菌 O157 の検査は培養法と免疫学的検査を併用して実施した。

検体 1) 糞便 2) 口腔内拭い液

検査 A) 糞便内寄生虫卵及び細菌検査

B) 口腔内拭い液の細菌検査 (Salmonella, Shigella, Campylobacter, Yersinia, 病原性大腸菌 O157, Staphylococcus aureus)

聞き取り調査 - 食事内容 (ドッグフードまたは人の食べ物を与えているか)、食器洗浄の有無、拾い食いや他の動物の排泄物に対する接触の有無に関しての聞き取りを行い、寄生虫及び細菌検索の結果と照合した。

期間 1999年11月

C. 結果

実働介助犬2頭及び訓練犬3頭、優良家庭犬42頭、合計47頭から検体が送付された。しかし、このうちの4頭が糞便検体量不足により Yersinia, Ecoli O157:H7 及び Salmonella の検査が出来なかった。

聞き取り調査結果

食事は47頭(100%)全てがドッグフードを与えられていたが、毎日野菜や魚、肉類を調理してドッグフードと併用している家庭犬が6.4%いた。おやつやごほうびに人の食べ物を与えることがある63.8%、ない36.2%、その頻度は毎日が23.3%、1週間に2-3回が40.0%、1カ月に1回が6.7%、それ以下が30.0%であった。散歩中に他の動物の排泄物をなめたり臭いを嗅いだりすることがある66.0%、ない34.0%、拾い食いをすることがある25.5%、ない74.5%であった。イヌの食器を洗うかについては80.9%が毎日洗う、1週間に2-3回が17.0%、1カ月に1回程度が2.1%であった。

検査結果

A) 糞便

寄生虫卵

47頭中1頭(2.1%)の家庭イヌから全視野中1個の鞭虫卵が検出された。この個体は多頭飼育状態であったが、他の個体からは鞭虫卵の検出はなかった。また、これ以外の寄生虫卵はまったく検出されなかった。

細菌培養

43頭中1頭(2.3%)から Staphylococcus aureus が分離された。この細菌からの表皮剥奪毒素 A,B、TSST-1、エンテロトキシン A,B,C,D 等の毒素産生は認められなかった。

1頭(2.3%)より Salmonella 血清型 Agona が分離された。

それ以外の Shigella, Yersinia, 腸管出血性大腸菌 O157:H7, Campylobacter は分離されなかった。

B)口腔内拭い液

検査した 47 頭全ての検体から Salmonella, Shigella, Yersinia, 腸管出血性大腸菌 O157:H7, Campylobacter, Staphylococcus aureus は分離されなかった。

D. 考察

今回、介助犬及び優良家庭犬を対象に寄生虫卵及び主な食中毒起因菌の保有調査を実施した結果、鞭虫卵が 1 頭の糞便から検出された。鞭虫の感染原因は明らかではないが、散歩中に本虫卵に汚染された土壌から経口感染した可能性が高い。このイヌに対しては駆虫を勧めた。引き続き次年度夏期に検査を実施して追跡調査を行う予定である。

食中毒起因菌である Salmonella は経口的に体内に侵入することから、本菌に汚染された餌が原因となる場合が多いが、今回菌が分離されたイヌは細菌学的に安全なペットフードを主に食べていた。しかし、飼い主が常時生野菜を与えていたことから、調理中に Salmonella の汚染が起きた可能性も考えられた。S.aureus の保菌は汚染された餌が原因となっている場合もあるが、健康なイヌの口腔内や鼻腔にも分布している菌であることから、散歩によっても保菌する可能性は高い。S.aureus の中には種々の毒素を産生するものがあり、その毒素により重篤な症状が発現する。しかし、幸い今回分離した S.aureus は表皮剥離毒素、TSST-1、エンテロトキシン等の毒素産生は認められなかった。今回適切な管理を行っているイヌからもイヌ由来人畜共通寄生虫及び細菌がわずかながら検出されたことから、イヌの健康及び飼育管理状況をさらに改善し、調査を継続してイヌの保菌をなくすことが可能かを検討する必要がある。

E. 結論

社会参加をするイヌの健康及び飼育管理には一定の基準が必要であり、今回の調査から適切な健康及び飼育並びに行動管理が出来るよう訓練されているイヌが、公衆衛生上危惧される寄生虫及び食中毒起因菌感染の原因となる可能性は極めて低いことが推察された。衛生的な飼育及び排泄訓練などの適切な管理と共に定期的な健康診断を実施することにより、公衆衛生上危惧されるイヌからの寄生虫感染及び細菌感染の原因となる可能性は低くできると考えられる。

イヌの口腔内から食中毒起因菌が検出されなかったことから、介助犬が手指代償機能としてくわえたものが原因で人が食中毒を起こすことは考えにくい。

今回設定したイヌの飼育及び行動管理基準は介助犬等の社会参加に必要な公衆衛生学的基準として適切と考えられた。

参考 1

犬の社会参加に必要な公衆衛生管理基準

健康管理基準：

毎年一回の下記項目の検診と予防接種

* 狂犬病ワクチン及び7種以上混合ワクチン

* 獣医師による糞便内虫卵検査及び一般診察

* フィラリア予防

* 避妊・去勢手術

行動・飼育管理基準：

室内飼育で排泄訓練等の基礎的しつけが出来ており、飼育者が責任を持って行動管理が出来る。

介助犬は上記基準について介助犬育成組織の訓練を終了もしくは訓練中のイヌとし、家庭犬は行動管理に関する認定試験（優良家庭犬普及協会 - Canine Good Citizen Test）を合格したイヌのみを対象とした。

介助犬に関わる法基盤整備 のための比較法的基礎研究

青木人志

一橋大学大学院法学研究科助教授

1. 前提

「介助犬」を公的なものとして認知しその普及を促進すべきかどうかは、第一義的には広い意味での医学の問題であろう。すなわち介助犬の公的認知の是非については、その医学的有用性がまずは問題になり、リハビリテーション医学等の観点から、介助犬の医学的適応や、その利用が当該患者の QOL の向上にどのように資するかを評価する一方で、介助犬の公衆衛生上の問題点なども純粋科学的に評価すべきである。その結果、介助犬の医学的有用性が認められたとしたら、その後ではじめて、経済的、法学的、社会学的な側面等からの、多角的な検討が必要になってくるだろう。

このような認識にもとづき、本稿では、介助犬の医学的有用性が認められることを「前提として仮定」したうえで、法律学の立場からの議論をすすめる。裏から言えば、介助犬の医学的評価にかかわる問題は、本研究とは無関係である。

2. 目的と方法

さて、介助犬の医学的有用性が認められ、その本格的な育成・普及が始まったとしても、いざわが国の障害者が介助犬とともに自立生活を送ろうとすると、さまざまな困難に出会うと予想される。本研究では、外国の立法例を参考にしつつ、そのような困難を軽減・克服するための法環境整備に向けて、基礎的な調査と立法論的な検討を行う。その際、たんなるペットではなく、かといってたんなる補助器具でもない介助犬の特殊性に配慮すると同時に、現在の日本の法状況、社会状況をふまえた現実的な視座に立つことにする。

介助犬のもつ多様な機能に応じて、それと関わる法分野はきわめて多方面にわたる。一方、狭義の介助犬にだけ関わる、まとまった立法例をもつ国や地域は、いまだほとんど存在しない。このような困難があるので、調査対象を、狭義の介助犬に関わるわずかな立法例にくわえて、介助犬類似の機能を果たす「盲導犬」に関する立法例、さらには必要に応じて、「犬」「動物」「障害者」に関わる立法にも拡大する。

なお、介助犬の供給を行う育成団体の設立運営に関わる法制度、たとえば、許認可手続や届出手続の必要性の有無とその方式、訓練者の資格、助成金、税法上の優遇措置、介助犬供給者と使用者の契約方式、といった諸問題も、良質の介助犬を適正にかつ安定的に供

給するためには重要な問題であるが、今回の調査研究の対象から外す。これらの問題の多くは、介助犬に固有の問題ではなく、福祉事業一般の問題として別個に検討すべきであろう。

調査対象国は、アメリカ合衆国とフランスとする。調査の具体的な方法は、法令集、判例、論文などの文献調査、および、インターネットを利用した資料収集による。

3. 介助犬使用者が遭遇する諸問題

介助犬の公的な認知と育成が始まっていない現在、当然のことながらわが国の介助犬訓練者の数も使用者の数も、いまだごく少数にとどまっている（詳細については、介助犬の基礎的調査研究班『介助犬の実態調査』（平成11年3月）38頁から40頁を参照）。そのため、サンプル数としてはきわめて不十分ではあるが、本研究班の介助犬訓練組織に対するアンケート調査の結果、介助犬については、訓練者も利用者も、次のような問題を感じていることが明らかになった（同41頁）。

- (1) テスト乗車に事前申請が必要で、電車・バスなど公共輸送機関ほど訓練が困難。
- (2) 交通機関や店舗を利用させてもらえなかった。
 1. どこに入店するにも許可が必要。
 1. 断られる精神的な不安のため外出がしにくい。
 1. 仕事をする犬がかawaiiそうだという視線にさらされる。
 1. 外出先で犬をリフレッシュさせる場所がない。
 1. 街の作りが、犬と歩くにの不便、車椅子の通れない歩道が多い。

さしあたり、(5)(6)(7)といった一般的な問題を除外しても、公共輸送機関と店舗などの公共施設の利用について障害があることがわかり、しかも、この障害はきわめて大きなものであると予想される。なぜならば、介助犬とは違って、すでにかなり社会的認知が進んでいると思われる盲導犬（アイメイト）についても、いまだ類似の障害があることがわかっているからである。

竹前栄治氏が部長を務める「アイメイト協会同窓会・人権対策特別部会」の実施したアンケート調査によると、回答を寄せた90名のアイメイト使用者の7割が、ホテルなどの宿泊施設の予約やチェックインの段階で断られた経験を持ち、そのうち、折衝の結果利用できたのが3割、7割の人は結局利用を断念している。利用できた場合でも、親会社や上部組織、保健所などの指導によるか、レストランを利用しない、アイメイトを別の場所に預ける、アイメイトにつき別料金を払う、などの条件が付されたケースも報告されている。また、レストランなどの飲食店で利用を断られた経験があるのは、回答者のじつに95パーセントにのぼる。このうち約4割が折衝して利用できたが、不当に高い料金を取られたり、アイメイトを別の場所に預けさせられたケースもある。このほか、バスやタクシーの乗車拒否、結婚式場や会館の利用拒否、スーパーの入店拒否、公共輸送機関でアイメイトの料金を取られた、といった事例も報告されている（竹前栄治「盲導犬使用者の人権侵害に関する実態調査－アイメイト協会同窓会人権対策特別部会によるアンケート集計結果」東京

経済大学会誌187号(1994年6月)153頁以下)。

拒否の理由として告げられたのは、「犬嫌いの客がいるから」「保健所からダメといわれている」「通達があろうとも訓練があろうとも営業方針として犬は受け入れない」「犬を受け入れるための準備がない」「畳の部屋だから」「毛で部屋などを汚す恐れがあるから」「いくら訓練されていても吠えたり嘔んだりする恐れがあるから」などである。

なお、この状況は、ごく最近はやや改善してきているようである。やはり竹前栄治氏らが「全日本盲導犬使用者の会」会員全員を対象にして昨年(1999年)行った同様の調査によると、1998年4月以降、ホテル、レストラン、タクシーの利用拒否を経験した人の割合は以前に比べると減少してきているという。それでも、宿泊施設については、約4割の人がなお拒否を経験している。拒否された場合、折衝や親会社・行政の指導などがあって利用できた事例もあるが、盲導犬の料金を徴収されたり、盲導犬を隔離されたり、レストランに入らないことを条件とされた例が相変わらずあった。レストラン・飲食店では、拒否経験者はいまだ約5割弱もいる。ただし、映画館・劇場については状況は著しく改善されており、拒否されたのは約1割5分、しかもいったん拒否されても何らかの方法で結局は入場できた例がほとんどで、入場を断念したのは全体の2パーセント以下であった(清水和行・竹前栄治「盲導犬使用者の人権侵害に関するアンケート調査の結果についての報告」『盲導犬情報』第24号、2000年1月)。最後の例には、日本社会の変化の兆しを読み取ることができるが、宿泊施設やレストランで5割前後の人がなお拒否を経験しているから、問題の規模は相変わらず大きい。

ちなみに、日本財団が昨年実施し、同財団のホームページ上で公開している「盲導犬に関する調査」(平成11年3月)によっても、盲導犬を使用している問題点として、「入店拒否などで活動範囲が制限される」をあげた人は、現使用者の50.0%、元使用者の48.4%に達している。次いで、「医療費などの経済的負担が大きい」(現使用者37.3%、元使用者29.5%)、「世話に手間がかかる」(現使用者30.0%、元使用者36.9%)、「隣近所や周囲の人に気を遣う」(現使用者20.8%、元使用者22.1%)が指摘されている。

すでにかかなりの歴史をもち活動頭数も増えている盲導犬(平成11年3月31日現在の稼働数は853頭である)の交通機関利用や公共施設利用については、後述するとおり、それを認めるための通達等が複数出されている。それにもかかわらず、盲導犬使用者がこれらの障害に出会うとすれば、社会的認知度の低い介助犬の場合は、なおさら困難が大きいにちがいない。

また、これらの調査では取り上げられていないが、住宅(とくに集合住宅や賃貸住宅)に居住する障害者が介助犬とともに暮らしたいと考える際にも、動物の飼養禁止を定める集合住宅(分譲・賃貸を問わず)の管理規約への抵触、賃貸借契約の条項との衝突、といった障害に出会うことも予想される。

さらに、細かな論点ではあるが、介助犬に特有の問題もあろう。すなわち、介助犬は盲導犬と違って、「物をくわえる」という基本動作を行うが、たとえば、仮にスーパーなどの店舗が介助犬の入店を保障した場合、商品をくわえることまで認めるべきなのか。あるいは、体重の重い利用者が介助犬に頻繁に体重を預けたり、あたかも犬籠のように重い車椅

子を引っ張ったりさせたとしたら動物虐待にならないのか、といった問題である。結論をいえば、前者については、個別包装されていない食品や、こわれやすい品物など、犬の直接の接触が不適切な商品があることは明らかのため、商品をくわえることまで一律に法律で保障することはできるはずはなく、そのような場合には、必要に応じて店員等の介助を付けることを、まずは考えるべきであろう。後者については、犬にあまりに加重な負担がかかる場合は、そもそも「介助」の範疇に入るとは思われないので、動物虐待を禁止する「動物の愛護及び管理に関する法律」の趣旨にしたがって、介助犬の医学的適応の判断や介助犬の訓練、さらには利用者とのマッチングや利用者教育の段階で適切に配慮すればよく、現行法に加えて新たな立法的措置を講じる必要性は、これまた少ないものとする。以上のことから、介助犬使用者が遭遇することが予測される問題で、将来の法的対応を検討すべきものは、主としてつぎの三点である。

1. 介助犬使用者の公共輸送機関の利用保障
1. 介助犬使用者の公共施設（民間の店舗・ホテルなどを含む）の利用保障
1. 介助犬使用者の住居保障

4. 比較法的検討

1. アメリカ合衆国の立法

【ADAと障害者の権利】

アメリカ合衆国の法律で、介助犬の問題に直接関わるのは、なんとといっても1990年7月26日に成立した連邦法、「障害をもつアメリカ人法」(Americans with Disabilities Act)である。同法は、その表題の頭文字からADAと略称されているので、本稿でも以下そう呼ぶことにする。その条文はすでにわが国でも翻訳・紹介され(齋藤明子訳『アメリカ障害者法【全訳】』現代書館1991年。なお、この翻訳は本稿作成にあたり大変参考になったが、以下の記述では不適訳と思われる部分に改変を加えてある。)、内容面の多角的な検討も行われている(たとえば八代英太・富安芳和編『ADAの衝撃』学苑社1991年)ので、本稿では、介助犬の問題に関わる限度で、その内容を簡単に紹介することにする。

ADAの冒頭には、立法者の認識(findings)が九点にわたって列挙されているが、その第三点目は、「障害をもつ個人に対する差別は、雇用、住宅、公共施設、教育、交通、通信、レクリエーション、収容施設、医療、投票、公共サービスへのアクセスなどの重要な分野で行われている」というものである。この認識にもとづき、そういった差別を撤廃することを目標とし、ADAではすべての人に保障されている市民的権利(civil rights)を障害者にも保障するための規制が定められた。規制の範囲対象は多岐にわたり、雇用、交通機関、公共施設、一般営業施設における差別の禁止、利用上の障害除去、視・聴力障害者のための通信システムの供与などがうたわれている。

ADAの特色はつぎの三点にある(藤倉皓一郎「アメリカにおける障害者法」ジュリスト

975号参照)。

(1) 市民的権利の発展のために規制の対象が広がっている。公的プログラム・活動への規制とともに私的営業活動への規制がさらに広がった。ADA は、連邦資金を受給する州や事業者に差別の禁止と除去の積極的義務を負わせるという従来のアプローチに加えて、私人の活動を直接に規制することを定めている。15人を超える従業員を雇う事業者は、本法の適用の対象となる。鉄道、バスなどの交通機関のほかに、日常生活に必要な営業施設・サービスが広い範囲にわたって例示されている。

(2) 規制は詳細にわたる。雇用、公共交通機関、私的営業施設・活動、電話・通信など規制の対象となる分野ごとに、禁止される差別の内容について、一般ルールと特別ルールに分けて、詳しい準則を定めている。場合によって、障害者のために必要な施設の改善、介護手段(通訳者、録音テープ、補助機器など)の提供、代替措置を怠ることが差別とされる。

(3) 差別を禁止するために裁判所による法的救済が定められている。差別された個人は裁判所に差し止め命令、禁止命令などを求めて民事訴訟を起こすことができる。

このような立法は、マイノリティーとしての障害者をアメリカ社会のメインストリームに組み入れることをめざすものであり、アメリカにおける障害者政策の基本思想が、「慈善モデル」から「権利モデル」へと転換したことを示すものである。

具体的にみると、ADA は障害者に対して、民間事業者が運営する公共施設や公共交通サービスを平等に利用できることを保障している(§302(a)および§304(a))が、ここでいう「公共施設」(public accommodation)には、以下の商業施設が含まれることが規定されている(§301(7))。

旅館、ホテル、モーテル、またはその他の宿泊施設。ただし賃貸用の部屋が5室以内の建物中の施設で、所有者がみずからの住居として実際に占有しているものは除く。

レストラン、バー、またはその他の食物や飲物を提供する施設。

映画館、劇場、コンサートホール、スタジアム、またはその他の展示もしくは娯楽施設。

体育館、会議場、講演会場、またはその他の一般集会施設。

パン屋、食品雑貨店、洋品店、金物店、ショッピングセンター、またはその他の販売・レンタル施設。

コインランドリー。ドライ・クリーニング、銀行、理髪店、美容院、旅行代理店、靴修理店、葬儀屋、ガソリンスタンド、会計士もしくは弁護士事務所、薬屋、保険会社、ヘルスケア関係事務所、病院、またはその他のサービス提供施設。

特定の公共交通に使われているターミナル、発着所、またはその他の駅。

博物館・美術館、図書館、ギャラリー、またはその他の一般向けの展示またはコレクション。

公園、動物園、遊園地、またはその他のレクリエーション施設。

私立の保育、初等、中等、大学もしくは大学院、またはその他の教育施設。

デイケア・センター、老人クラブ、ホームレスのための保護施設、食料援護機関、養子縁組機関、またはその他の社会福祉施設。

ヘルスクラブ、温泉健康センター、ボーリング場、ゴルフコース、またはその他の運動もしくはレクリエーション施設。

このように、ADA は障害者に対し、公衆に開かれたほとんどの公共施設を平等に利用できる権利を保障した。これに違反して障害者の利用が妨げられた場合は、1964年の「公民権法」(Civil Rights Act § 204(a))に規定されている救済措置にくわえ、ADA 独自の救済措置の発動をもとめることができる(ADA § 308)。

公民権法の規定によると、差別を受けた被害者は、永久的・暫定的差止命令(permanent or temporary injunction)や一方的緊急差止命令(restraining order)を含む禁止的救済(preventive relief)を求める民事訴訟を提起することができる。司法長官が当該ケースに「一般的で公的な重要性」(general public importance)があると認める場合、裁判所は、適時の申し立てがあれば、司法長官をその訴訟に関与することを許すことができる。また、裁判所は、正当と認めるとき、原告の申し立てによって弁護士を任命することができるが、その場合、弁護士費用・訴訟費用・保険料などは公費負担となり、原告が負担しなくてよいことになっている。

これにくわえて ADA は、障害者の利用に適するように施設を改修する命令、補助具やサービスの提供、方針・慣行・手続の変更などを命じることができることを定め、さらに、司法長官による法の執行を確実にするため、司法長官の調査義務、訴訟提起権限も規定した。司法長官の申し立てにより、裁判所は、違反者に対して、被害者への損害賠償を命じたり、公益を侵害した事業者に対して、民事罰として制裁金(初回の違反については5万ドル以下、二回目以降の違反については10万ドル以下)を課したりすることができる。

もっとも、こういった規定にもかかわらず、他者の健康または安全に直接的な脅威をもたらす者の利用を制限することはできる。ここでいう「直接的な脅威」とは、「方針、慣行、手続の変更、あるいは補助具やサービスの提供によっても取り除けない、他者の健康または安全に対する重大な危険」と定義されている(ADA § 302(3))。

[ADA と介助犬]

上のように、ADA は、公民権法にうたれた平等の理念を、障害者について明確に確認し、それを実現するための強い制度的保障を創出したが、それでは、われわれの問題である「介助犬」は、同法の枠組のなかで、どう位置づけられているだろうか。

介助犬(介助動物)は「ADA の中に定義されている」と説明されることがあり、じっさい、本研究班の平成10年度報告集にもその旨の記述がある(山口千津子「介助犬に関する各国の法律並びに介助犬使用者の社会参加状況に関する調査」『介助犬の基礎的調査研究報告集』128頁)。しかし、「介助犬」または「介助動物」という言葉は、ADA 本体のなかには、じつは一回も登場しないのである。かといって、これらの記述は、あながち間違いとも言い切れない。なぜならば、「介助動物」(service animal)という言葉は、ADA

の制定を受け、ADA の内容を施行するために司法省が制定した行政規則(28 CFR Part 36 Nondiscrimination on the Basis of Disability by Public Accommodations and in Commercial Facilities)の中に定義されているからである。つまり、厳密に言うと、「ADA の枠内で制定された司法省規則において介助動物(介助犬)についての法令上の定義が初めて与えられた」わけである。

では、当該司法省規則で、「介助動物」はどのように定義されているだろうか。上述の規則 § 36. 104 には、つぎのような定義規定がある。

§ 36. 104

介助動物とは、障害をもつ人のために、仕事をしたり任務を果たすために個別に訓練されたガイド犬、合図犬、その他の動物で、視力障害者を導いたり、聴力障害者に対して、侵入者や物音に注意を喚起したり、最小限の保護と救援を行ったり、落ちた物を拾ったりするものを含むが、それに限られるものではない。

上の定義を前提として、同規則、§ 36. 302 (c) は次のように規定する。

§ 36. 302 (c)

1. 一般に、公共施設は、障害をもつ人の介助犬の使用を許可するように、方針、慣行、手続を修正すべきである。
1. 本規則は、公共施設に介助犬を監督したり世話をしたりすることを要求するものではない。

これによって、公共施設において介助動物を受け入れ、障害者が介助動物と引き離されることが内容にすべきであるという、議会の意図が示された。

もっとも、介助動物を受け入れることが、提供される商品、サービス、特権、便宜の性質に「根本的改変」(fundamental alteration)が加えられ、または、当該施設の安全な運営が危険にさらされる場合は、介助動物を受け入れる必要はない。また、第2項所定のとおり、施設側に介助動物を監督したり世話をしたりする義務はないので、上の理由で介助動物と引き離された場合の動物の監督や世話については、障害者の側でその責任をもつことになる。さらに、本規定によって、介助動物が美術館に入場できるようになったとしても、美術館は盲人の参加を拡大するために、方針を変えて、精妙な作品に手を触れることの禁止まで解除する必要はない。美術館展示作品への損害は「根本的改変」にあたり、それは本条の要求するところではないからである。

[介助犬を公認する連邦法が制定された背景]

ADA は、かくして、介助「犬」のみならず介助「動物」の公共施設への立ち入りにつき、法的な後ろ盾を与えた。このような法規制が制定された背景には、障害者の公民権運動の盛り上がりがある(その経緯は、ジョセフ・シャピロ著(秋山愛子訳)『哀れみはいらない—全米障害者運動の軌跡—』現代書館に詳しい)ほか、すでに、各州の法律のレベルで、

介助動物とくに盲導犬についての法的位置づけが、確固たるものになっていたことも見逃せない。

各州は、いわゆる「白杖法」(White Cane Law)のなかで、盲導犬・介助犬・聴導犬 (guide dog/ support dog/ hearing dog) の公共輸送機関・公共施設利用を州法上の権利として認めている。多くの州において、その内容は共通しているので、イリノイ州法 (775 ILCS 30 /) を代表例として挙げておく。(なお、盲導犬に関わるアメリカ州法を紹介する邦文文献として、竹前栄治「盲導犬関係法令要覧」東京経大会誌176号 (1992年) がある。)

イリノイ州「白杖法」

(775 ILCS 30 / 1)

§ 1 本法は「白杖法」として引用される。

(775 ILCS 30 / 2)

§ 2 盲人、視覚障害者、その他の身体障害者が州の社会・経済生活に全面的に参加することを奨励し、可能ならしめるのが本州の方針である。

(775 ILCS 30 / 3)

§ 3 盲人、視覚障害者、聴覚障害者、その他の身体障害者は、街路、公道、舗道、歩道、公共の建物、公共施設、その他の公共の場所を全面的にかつ自由に利用するための、健常者と同等の権利をもつ。

盲人、視覚障害者、聴覚障害者、その他の身体障害者は、すべての公共輸送、航空機、自動車、鉄道、バス、市外電車、船舶、その他すべての公共運搬手段・移動手段、ホテル、宿泊所、公共施設、公衆に開かれた娯楽やリゾートの、施設、利益、便宜、特権を全面的かつ自由に利用する資格をもち、法律によって設定され、すべての人に等しく適用される条件と制限にのみ従う。

すべての全面的または部分的視覚障害者、聴覚障害者、その他身体障害者は、本条所定の場所において、当該目的のために訓練された盲導犬・介助犬・聴導犬を同伴することができ、その盲導犬・介助犬・聴導犬について、追加料金を徴収されない。ただし、それらの犬が建物や施設に損害を与えた場合は、当該障害者が責任を負う。

(775 ILCS 30 / 4)

§ 4 本法第3条所定の公共施設への入場や享受を拒否・妨害し、またはその他の方法で、同条所定の全面的・部分的視覚障害者その他の身体障害者の権利を妨害した個人・法人・企業、または個人・法人・企業の代理人は、A級軽罪を犯したものとする。

(775 ILCS 30 / 5)

§ 5 盲人、視覚障害者、その他身体障害者が、州当局、州当局の出先機関、公立学校、その他、全面的または部分的に公的資金の援助を受けているすべての雇用者に、健常者と同一の条件で雇用されるようにするのが、本州の方針である。ただし、特定の障害によって当該職務が遂行できないことが証明された場合は除く。

(775 ILCS 30 / 6)